平成２１年（フ）第１４８０１号
東京都大田区大森西３丁目４―25
債務者　大石破魔男
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４８０８号
東京都台東区松が谷２丁目６―９―201
債務者　中村　道明
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４８１１号
東京都荒川区西尾久７丁目14―１　コーポウチダ７―101
債務者　小野　匡哉
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４８１７号
埼玉県草加市青柳８丁目16―16―102
債務者　鏑木　裕子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４８２２号
東京都東村山市諏訪町１丁目19―132
債務者　佐藤　勇子（旧姓木島）
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４８２３号
東京都新宿区大久保２丁目20―３―401
債務者　吉田　静枝
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４８２７号
東京都練馬区関町北５丁目９―26―206
債務者　湯川恵美子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４８３０号
東京都足立区足立２丁目44―１―509
債務者　安田惠美子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４８３１号
埼玉県越谷市東越谷８丁目159―２
債務者　松丸　　綾
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４８３３号
東京都町田市南成瀬１丁目15―１　サンホワイトM104―21
債務者　中村　竜太
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４８３８号
東京都荒川区町屋４丁目７―３
債務者　荻原　健治
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４８４７号
東京都清瀬市松山１丁目19―９―301
債務者　中本真理絵こと　中本　久美（旧姓磯村）
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４８４８号
東京都江東区北砂５丁目20―９―725
債務者　高橋　國昭
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４８５０号
東京都杉並区和泉２丁目40―３　スプリングハイツⅡ―202
債務者　西田　滋子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４８５７号
東京都台東区日本堤２丁目10―５　パールハイム２―102
債務者　藤村　良和
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４８５９号
東京都清瀬市元町１丁目４―１―701
債務者　柏倉　典章
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部